

石川県における消費者教育等の 主な取り組みについて

石川県生活環境部生活安全課消費生活グループ

石川県の消費者相談状況について

○県内苦情相談件数 (単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数全体	8, 3 1 2	8, 5 3 0	7, 8 3 2	8, 4 3 3	7, 4 9 7
うち高齢者	2, 5 5 6 (3 0. 8%)	2, 9 2 4 (3 4. 3%)	2, 4 3 8 (3 1. 1%)	2, 4 3 2 (2 8. 8%)	2, 1 6 5 (2 8. 9%)
うち若者	6 5 0 (7. 8%)	6 9 7 (8. 2%)	8 6 6 (1 1. 0%)	1, 0 0 0 (1 1. 8%)	9 1 1 (1 2. 2%)

※消費生活相談全体のうち約 3 割を 6 5 歳以上の高齢者が占める

※消費生活相談全体のうち約 1 割を若者が占めており、割合は微増傾向

石川県の主な消費者教育事業について

事業名	内容
若者の消費者被害防止対策事業	・ SNS広報 ・ 保護者向け啓発冊子の配布 など
高齢者の消費者被害防止対策事業	・ 啓発グッズの作成、配布 ・ 高齢者向け啓発冊子の配布 など
消費者教育担い手育成研修事業	・ 啓発講座等を行う消費者教育の担い手を育成 ・ 育成した担い手を消費者教育の草の根講師として、地域の啓発講座等へ派遣
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置促進事業	・ 高齢消費者被害防止見守りマニュアルの作成・配布 ・ 高齢消費者被害防止見守りセミナーの開催 ・ 民生委員向け出前講座 ※このほか、個別に市町へ働きかけ

ほか、セミナーの開催や広報の活用等により、県民へ広く啓発を行っている。

若者への消費者教育について

○若者向け啓発冊子「若者の消費生活ハンドブック」の作成・配布（H18～）

⇒（配布先）県内の高校1年生 ※公民科や家庭科の授業などで活用

○消費生活ガイドの作成・配布（H27～）

⇒（配布先）県内の高等教育機関新入生、企業の新入社員 等

○出前講座「かしこい消費者塾」の実施（H28～）

⇒（対象者）県内の高等教育機関新入生、企業の新入社員 等

※消費生活ガイドをテキストとして使用

○DVD教材「消費者トラブルに合わないために」の作成・配布（R1）

⇒（配布先）県内の高校や高等専門学校等 ※公民科や家庭科の授業などで活用

○保護者向け啓発冊子「子どもと一緒に考えよう消費者トラブル」の作成・配布（R2～）

⇒（対象者）県内の高校生の保護者

○SNSを活用した啓発（R2～）

⇒（対象者）県内の若者

（閲覧数）R2（バナー広告）：LINE 25,942回、Google 25,694回

R3（啓発動画）：YouTube 121,617回、Twitter 217,692回

高齢者への消費者教育について

○高齢消費者被害防止寸劇出前講座（H26～R1）

- ⇒県内の大学生等（ゼミ・サークル）が15分程度の寸劇を交えた出前講座を作成し、地域の老人会等で公演するほか、大学祭等でも公演
- ※6年間で76公演行い、延べ4,177人が受講

○啓発グッズデザイン募集事業（R2,R3）

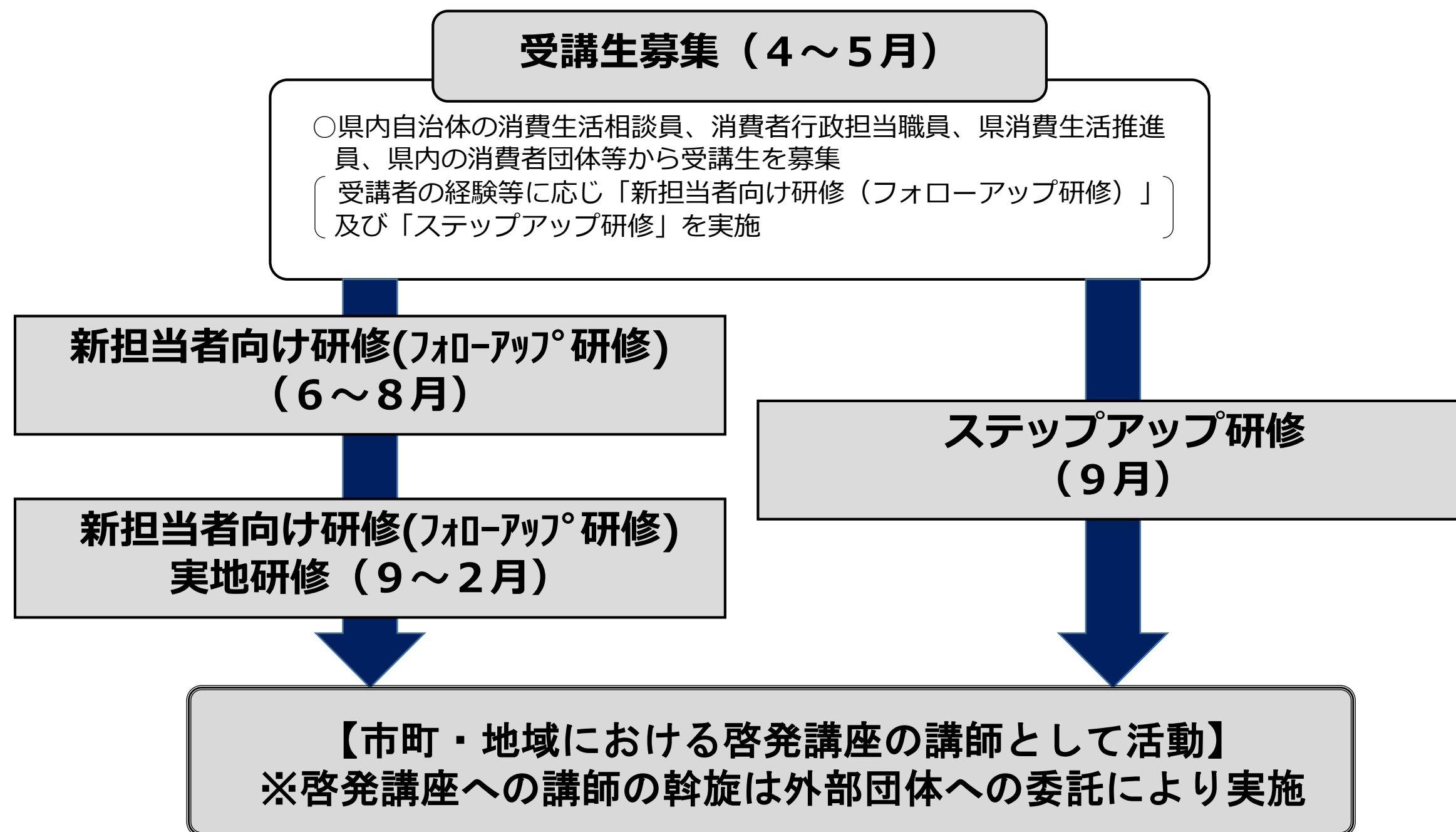
- ⇒県内の大学生等がデザインを考案した啓発グッズを作成し、県警と連携して配布
- ・ R2:通帳ポーチを6,400部作成 ※応募作品8作品のうち1作品を採用
 - ・ R3:壁掛けカレンダーを6,500部作成 ※応募作品34作品のうち10作品を採用

○高齢者向け消費生活ハンドブックの作成・配布（R4）

- ⇒高齢者に多い消費者トラブル事例とその対処方法、相談窓口の紹介
- ※30,000部を作成・配布

消費者教育の担い手の育成について

市町や地域など様々な場で消費者教育を推進するための担い手を育成する研修を行うことで、地域住民にとって、啓発講座を受ける機会が増加し、消費者被害の防止を図ることができる。



消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置促進事業について

○高齢消費者被害防止見守りマニュアルの作成・配布（H25～）

⇒（対象者）市町、民生委員、ケアマネジャー 等

○高齢消費者被害防止見守りセミナーの開催（H29～）

⇒（対象者）民生委員、市町の消費・福祉担当、消費者団体 等

H29 ：金沢 3 回、加賀 1 回、能登 1 回

H30～R4 ：加賀 1 回、能登 1 回

※このほか、R4については国補正を活用し靈感商法等に関する事例を学ぶための
セミナーを開催予定

○見守りネットワークの必要性等について理解を促す出前講座の実施（H30～）

⇒（対象者）県内の民生委員等

H30：6回、R1：2回、R2：4回、R3：3回、R4：7回

※このほか、年度当初の市町担当課長会議や市町向け通知文書などにより、市町に対して
見守りネットワーク設置にかかる働きかけを実施している。